

独立行政法人国立青少年教育振興機構が保有する個人情報の適切な管理に
関する規程

平成18年4月1日
独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第1-12号
平成19年4月1日
一部改正
平成21年3月19日
一部改正
平成23年4月1日
一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第59号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）における保有個人情報の適正な管理に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、法第2条第2項に規定する個人情報をいう。
2 この規程において「保有個人情報」とは、法第2条第3項に規定する保有個人情報をいう。
3 この規程において「職員等」とは、機構職員（役員、非常勤職員、臨時雇用職員、再雇用職員及び派遣職員を含む。）及び保有個人情報を取り扱う業務に係る委託事業者をいう。

(保有個人情報の管理体制)

第3条 機構における保有個人情報を適切に管理するため、機構に保有個人情報総括保護管理者（以下「総括保護管理者」という。）、主任保有個人情報保護管理者（以下「主任保護管理者」という。）、保有個人情報保護管理者（以下「保護管理者」という。）及び保有個人情報保護担当者（以下「保護担当者」という。）を置く。

(総括保護管理者)

第4条 総括保護管理者は、総務担当理事とする。
2 総括保護管理者は、機構における保有個人情報の管理に関する事務を総括する。

(主任保護管理者)

第5条 主任保護管理者は、機構本部にあつては総務企画部長を、各施設にあつては所長をもって充てる。
2 主任保護管理者は、当該組織における保有個人情報を適切に管理する。

(保護管理者)

第6条 第6条 保護管理者は、機構本部及び各施設の次長又は課長を、青少年教育研究セ

ンターにあつては、副センター長をもって充てる。ただし、機構本部に主幹を置いている場合は、主幹も充てる。

2 保護管理者は、当該組織の保有個人情報に関し、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 個人情報ファイル簿の作成に関する事
- 二 保有個人情報の取扱状況の記録に関する事
- 三 情報システムにおける安全の確保等に関する事
- 四 保有個人情報の提供に関する事
- 五 保有個人情報の点検に関する事

(保護担当者)

第7条 保護担当者は、前条の保護管理者が当該組織の課長補佐、専門職又は係長のうちから指名する者をもって充てる。

2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、当該組織における保有個人情報の管理に関する事務を担当する。

(監査責任者)

第8条 機構に、監査責任者を1人置き、常勤の監事をもって充てる。

2 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について監査する。

(保有個人情報の適切な管理のための委員会)

第9条 総括保護管理者は、保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うために必要があると認めるときは、関係職員等を構成員とする委員会を設け、定期に又は随時に開催するものとする。

(教育研修)

第10条 総括保護管理者は、保有個人情報の取扱い及び情報システムの管理に関する事務に従事する職員等に対して、次の各号に掲げる教育研修を実施するものとする。

- 一 保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な事項
- 二 保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な事項

2 主任保護管理者は、当該組織の職員等に対し、保有個人情報の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

(職員等の責務)

第11条 職員等は、法の趣旨に則り、関連する法令及び規則等の定め並びに総括保護管理者、主任保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

(個人情報の保有の制限及び利用目的の明示等)

第12条 職員等は、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定しなければならない。また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

2 職員等は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識

することができない方式で作られる記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、法第4条各号に掲げる場合を除き、その利用目的を特定し、あらかじめ明示しなければならない。

- 3 前項により取得した保有個人情報は、利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲に限り、その利用目的を変更することができる。

(アクセス制限)

第13条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じ、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する者を必要最小限の職員等に限る。

- 2 アクセス権限を有しない職員等は、保有個人情報にアクセスしてはならない。

- 3 職員等は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第14条 職員等は、業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、保護管理者の指示に従い行うものとする。

- 一 保有個人情報の複製
- 二 保有個人情報の送信
- 三 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- 四 その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第15条 職員等は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

(媒体の管理等)

第16条 職員等は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠を行うものとする。

(廃棄等)

第17条 職員等は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体(端末及びサーバに内蔵されているものを含む。)が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

(保有個人情報の取扱状況の記録)

第18条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

(アクセス制御)

第19条 保護管理者は、情報システムで取り扱う保有個人情報の秘匿性等その内容に応

じて、アクセスに係る認証機能（パスワード、ＩＣカード、生体情報等を使用して権限を識別する機能をいう。以下同じ。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）及びパスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

（アクセス記録）

第20条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況の記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存するとともに、アクセス記録を定期的に又は随時分析するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（外部からの不正アクセスの防止）

第21条 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずるものとする。

（コンピュータウイルスによる漏えい等の防止）

第22条 保護管理者は、コンピュータウイルスによる保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止のため、コンピュータウイルスの感染防止等に必要な措置を講ずるものとする。

（暗号化）

第23条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その暗号化のために必要な措置を講ずるものとする。

（入力情報の照合等）

第24条 職員等は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行うものとする。

（バックアップ）

第25条 保護管理者は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

（情報システム設計書等の管理）

第26条 保護管理者は、保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずるものとする。

（端末の限定）

第27条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末（機、機器、装置）を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

（端末の盗難防止等）

第28条 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずるものとする。

2 職員等は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

（第三者の閲覧防止）

第29条 職員等は、端末の使用に当たっては、保有個人情報が第三者に閲覧されないことがないよう、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。

（入退室の管理）

第30条 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室等（以下「コンピュータ管理室等」という。）に入室する権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退室の記録、部外者についての識別化、部外者が入室する場合の職員等の立会い等の措置を講ずるものとする。また、保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、必要があると認めるときは、コンピュータ管理室等の出入口の特定化による入退室の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずるものとする。

3 保護管理者は、コンピュータ管理室等及び保管施設の入退室の管理について、必要があると認めるときは、入室に係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

（コンピュータ管理室等の管理）

第31条 保護管理者は、外部からの不正な進入に備え、コンピュータ管理室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、災害等に備え、コンピュータ管理室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずるものとする。

（保有個人情報の提供）

第32条 保護管理者は、法第9条第2項第3号又は第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。

2 保護管理者は、法第9条第2項第3号又は第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。

- 3 保護管理者は、法第9条第2項第3号の規定に基づき行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講ずるものとする。

(業務の委託等)

第33条 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずるものとする。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

- 一 個人情報に関する秘密保持等の義務
- 二 再委託の制限又は条件に関する事項
- 三 個人情報の複製等の制限に関する事項
- 四 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- 五 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- 六 違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項

- 2 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

(事案の報告及び再発防止措置)

第34条 保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合に、その事実を知った職員等は、速やかに当該保有個人情報を管理する保護管理者に報告するものとする。

- 2 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 保護管理者は、発生した事案の経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告するものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告するものとする。
- 4 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、発生した事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を理事長に速やかに報告するものとする。
- 5 保護管理者は、発生した事案の原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(公表等)

第35条 発生した事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずるものとする。

(監査)

第36条 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について、定期的に又は随時に監査（外部監査を含む。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(点検)

第37条 保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結

果を総括保護管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第38条 総括保護管理者は、保有個人情報の適切な管理のための措置については、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

(雑則)

第39条 この規程に定めるもののほか、機構の保有個人情報の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年3月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。